労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

派遣元事業主の情報提供すべき事項	
①	派遣労働者の数
②	派遣先の数
③	マージン率　　※マージン率＝（⑤－⑥）÷⑤
④	教育訓練に関する事項
⑤	労働者派遣に関する料金の額の平均額
⑥	派遣労働者の賃金の額の平均額
⑦	雇用安定措置を講じた人数
⑧	その他派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

対象期間：2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで

① 派遣労働者の数

② 派遣先数

※①、②については、各事業所別に常時閲覧できるように備えてありますので、個別にお問い合わせください。

③ マージン率

33.22%（全社平均）

※マージンの内訳については⑦－4 をご参照ください。

④ 教育訓練

・有資格者による安全衛生教育、マナー教育（OFF-JT）

・各種ＰＣ研修（当社パソコンスクールでの個別研修、あるいは支店内ブースにて E ラーニング利用）

・フォークリフト、クレーン、玉掛講習等（いずれも外部機関）

・求職者支援制度による職業訓練（パソコン分野）

・その他

⑤ 労働者派遣に関する料金の額の平均額

14,900 円（1 日 8 時間換算）（全社平均）

⑥ 派遣労働者の賃金の額の平均額

9,950 円（1 日 8 時間換算）（全社平均）

⑦雇用安定措置を講じた人数（全社合計）

1）派遣先への直接雇用　8 名

2）新たな派遣先の提供　19 名

3）当社での無期雇用（派遣以外）8 名

4）その他の措置（紹介予定派遣）8 名

⑧その他派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

1）マッチング状況

ジョブカードの推奨と国家資格キャリアコンサルタント保有者により、希望や適性に応じたマッチング精度の向上に努めています。

ハローワーク求人情報提供端末と同等の端末を設置しています。

2）キャリアアップ支援

無料パーソナリティ診断の実施、キャリアコンサルティングの実施

各種資格取得支援制度（取得費用の全額会社負担の場合も有）

正社員登用制度

紹介予定派遣を利用した派遣先への転職支援も推奨しています。

3）福利厚生

プライベートの時間を活用し、スキルアップできるようＥラーニング教育教材の無料提供をしています。就労生活の様々なサポート（寮、送迎、引っ越し、各種損害保険、前給制度、給与明細の電子化〈Web明細〉サービス）が充実しています。

4）マージンの内訳

マージン率は③の通りですが、マージンの中には、社会保険料、有給休暇、教育訓練費など派遣スタッフ本人のために支出する費用も含まれていますので、参考までにマージンの内訳を表示します。

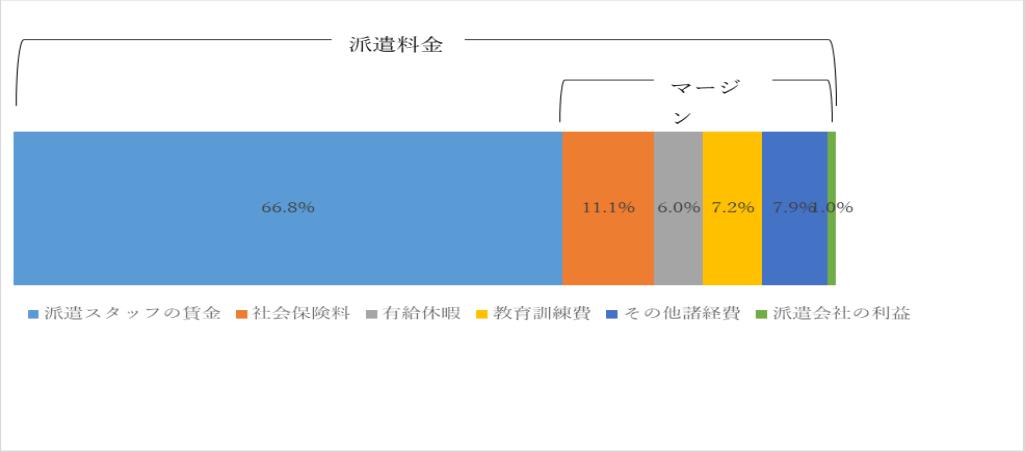

5）安全衛生

スタッフ担当者（派遣元責任者）のほとんどが第一種衛生管理者資格を有しています。

6）苦情窓口

苦情相談、セクシャルハラスメントについては、それぞれ本社にホットラインを設け、迅速かつ決め細やかな対応をしています。

7）派遣労働者への明示

当社では、雇入時、派遣開始時、派遣料金の変更時において、個々の派遣労働者に対し、書面を交付する方法により、その派遣労働者が所属する事業所の派遣料金の平均額（1人あたり）を明示しています。

8）キャリアアップに資する教育訓練

教育訓練の種類		対象者	賃金支払	実施者	派遣労働者の費用負担
入職時訓練	ビジネスマナー基礎 コンプライアンス基礎	初めての就業者	有	派遣元	なし
職能別訓練	OA スキル研修	派遣労働者	有	派遣元	なし
その他訓練	ビジネススキル研修	派遣労働者	有	派遣元	なし

9）「優良派遣事業者」認定

法令を遵守しているだけでなく、派遣社員のキャリア形成支援やより良い労働環境の確保、派遣先でのトラブル予防など、派遣社員と派遣先の双方に安心できるサービスを提供しています。

10）関係者への情報公開

事業所別の情報提供に関しては、事業所単位に常時閲覧できるように備えてありますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

⑨　派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☑労使協定を締結している

本社、水戸支店、山形支店

・協定書の有効期間　　2023年4月1日　～　2024年3月31日）

・協定労働者の範囲　　全ての派遣労働者

☑労使協定を締結していない

宇都宮支店